

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表百一号の項中「青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二百三十四番一から同郡」を「つがる市木造越水長谷川百六十二番四から青森県西津軽郡」に、「同郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二百三十四番一」を「同市木造越水長谷川百六十二番四」に改め、同表百十三号の項中「南陽市赤湯字川尻二千九百七十七番一」を「山形県東置賜郡高畠町大字深沼字舟入千六百二十六番三」に改め、同表二百八十三号の項中「第七地割百五十四番十二から遠野市上郷町平野原三地割二十番二」を「第十三地割二百五十九番一から遠野市綾織町新里二十八地割二十九番一」に改め、「（釜石市甲子町第七地割百五十四番十二から」の下に「同市甲子町第七地割百七十一番一、同市甲子町第四地割二百二十六番九及び」を加える。

附 則

この政令は、平成三十一年三月三日から施行する。ただし、別表百一号の項の改正規定は同月二十六日か

ら、同表百十三号の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があるからである。